

令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策
の推進に係るモデル事業
公募に関する質問と回答（FAQ）

令和3年1月21日版

※ 本FAQは今後、追記・修正等を行う場合がありますので、適宜、ご確認下さい。

注) 文中で「本モデル事業」という場合は、環境省が実施する「令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」を指します。単に「事業」という場合は、本モデル事業の採択後に各地方公共団体で実施されることを想定している事業を指します。

目次

【1. 全体について】	3
Q1-1 都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。	3
Q1-2 都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。	3
Q1-3 企業やNGO等の団体が本モデル事業に応募することはできますか。	4
Q1-4 共同実施者に法人格は必要でしょうか。	4
Q1-5 採択後に環境省から資金的支援を受ける場合の資金の流れを教えてください。	4
Q1-6 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の資金の流れはどのようになりますか。	4
Q1-7 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境省が別途契約を行う請負業者の役割分担はどのようになるのでしょうか。	5
【2. 応募様式の「3 熱中症対策に係る現在の課題と、実施予定の熱中症リスクの評価」について】	5
Q2-1 課題はどの程度具体的に（定量的に）記載する必要がありますか。	5
Q2-2 「熱中症リスク」とは何でしょうか。	5
Q2-3 課題の特定と熱中症リスクの評価は、採択後、令和3年夏に本モデル事業の支援を受けて熱中症対策の事業や取組を実施（試行）する前に行うことが必要ですか。	5

【3. 応募様式の「4 地方公共団体内外の関係者と連携して熱中症対策を行うために、整備予定の体制のイメージ」について】	6
Q3-1 地方公共団体内外の関係者と連携した体制のイメージとは、例えばどのようなものが想定されているのか教えてください。	6
Q3-2 地方公共団体内外の関係者と連携した体制は、令和3年夏前までに、整備することが必要ですか。	6
【4. 応募様式の「5 作成予定の熱中症対策に取り組むための総合的な計画のイメージ」について】	7
Q4-1 「熱中症対策に取り組むための総合的な計画」は新規に作らなければならないのでしょうか。別の計画に熱中症に関する内容を加えたり、関係する既存の計画を発展させたりするような形でも良いのでしょうか。	7
Q4-2 「熱中症対策に取り組むための総合的な計画」は、令和3年夏までに策定することが必要ですか。	7
【5. 応募様式「6 令和3年度（夏）に本モデル事業による支援を受けて実施・試行したい事業や取組の内容」について】	7
Q5-1 支援を受けて実施したい事業や取組はいくつ書いても構わないのでしょうか。	7
Q5-2 冷房施設の設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるのでしょうか。	8
Q5-3 「事業（取組）に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。	8
【6. 応募様式の「7 想定経費」について】	8
Q6-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。	8
Q6-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。	8
Q6-3 人件費は認められますか。	8
Q6-4 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、清算払いですか。 ..	8
【7. 応募様式の「8 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について】 ..	9
Q7-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載して良いのでしょうか。	9
Q7-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載しても良いのでしょうか。	9
Q7-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得	

られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。.....	9
【8. 応募様式の「9 年間スケジュール」について】	9
Q8-1 3月頃に選定委員会があるとのことですが、選定された場合、どのようなスケジュールになりますか。.....	9
Q8-2 中間報告書や最終報告書の提出は必須ですか。.....	9
Q8-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。.....	9
Q8-4 令和4年1月の検討会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保が必要でしょうか）。.....	9
【9. 「10 その他」について】	10
Q9-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送しても良いですか。.....	10
Q9-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。 .	10
【10. 上記以外について】	10
Q10-1 令和3年度から全国展開が予定されている「熱中症警戒アラート」については、どの程度、応募内容に盛り込む必要がありますか。.....	10

【1. 全体について】

Q1-1 都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。

A 可能です。その場合は、主たる地方公共団体と従たる地方公共団体を様式に沿って記載いただくとともに、それぞれの役割が分かるように様式の各欄（【3】以降）に記載してください。

（例：【1】主たる地方公共団体は●県、【2】従たる地方公共団体は▲市。【5】総合的な計画は、●県が本モデル事業の支援を受けて策定し、【6】令和3年度（夏）に実施する取組は▲市において本モデル事業の支援を受けて実施する）。

なお、環境省が別途契約する請負業者（以下、「請負業者」といいます。民間コンサルを想定しています。）による人的・資金的支援については、1つの応募につき限りがある（資金的支援については、1応募につき全体で1千万円）ことにご留意ください。

Q1-2 都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。

A 可能ですが、基本的には、それぞれの地域で別々に応募いただくことをお勧めします。あくまで本モデル事業の趣旨は、公募要領の「目的」にも書かれている

ように、各地方公共団体がそれぞれの地域特性を踏まえた上で、それぞれの地域に必要な熱中症対策の検討や計画づくり等を行っていただくことです。したがって、全く地域特性が違う地域が共同で応募する場合には、その必要性、それぞれの地方公共団体の役割分担、どのように連携するのか、について具体的に記載してください。

(例：令和3年夏の各地域での取組についての経験をお互いに共有するためのイベントを開催。会場は▲市が負担し、準備は◆町が負担、等)。

なお、環境省が別途契約する請負業者による人的・資金的支援については、1つの応募につき限りがある(資金的支援については、1応募につき全体で1千万円)ことにご留意ください。

Q1-3 企業やNGO等の団体が本モデル事業に応募することはできますか。

A 残念ながら、本モデル事業の対象は地方公共団体のため、企業やNGO等の団体が直接応募することはできません。ただし、採択された地方公共団体と連携して事業や取組を実施いただくことは可能なため、応募する地方公共団体の共同実施者となっていただくことは可能です。

Q1-4 共同実施者に法人格は必要でしょうか。

A 必ずしも法人格は必要ありません。ただし、当該共同実施者が資金的支援を受けて事業や取組を行う場合、採択後に環境省が別途契約を行う請負業者と共同実施者の間で必要な契約を行うことで、共同実施者に対する人的・資金的支援を行うことになるため、当該契約を結ぶ主体である必要があります。

Q1-5 採択後に環境省から資金的支援を受ける場合の資金の流れを教えてください。

A 本モデル事業における環境省からの資金的支援は、補助金ではありません。したがって、環境省が別途契約を行う請負業者と必要な契約を行っていただき、請負業者と共同で事業や取組を実施するという形をとることで、必要な資金を上限(1応募につき全体で1千万円)の範囲で請負業者が負担することを想定しています。

Q1-6 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の資金の流れはどのようになりますか。

A 採択後に、環境省が別途契約を行う請負業者と相談いただき、請負業者と共同実施者の間で必要な契約を行うことで、共同実施者が行う事業や取組に必要な資金を、上限(1応募につき全体で1千万円)の範囲で請負業者が負担します。

Q1-7 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境省が別途契約を行う請負業者の役割分担はどのようになるのでしょうか。

A 環境省が別途契約を行う請負業者は、必要に応じて、課題の抽出や熱中症リスクの評価、事業や取組、中間報告書や最終報告書の作成等の支援を行います（ただし、請負業者が支援できる範囲には人的・資金的に限りがございます）。

地方公共団体と共同で応募する共同実施者は、当該地方公共団体と相談しながら、役割を決定し、当該地方公共団体とともに共同で本モデル事業の実施にあたっていただく企業や団体等を想定しています。

請負業者は、当該地方公共団体だけでなく、その共同実施者も必要に応じて支援することが可能です（ただし、請負業者が支援できる範囲には人的・資金的に限りがございます）。

【2. 応募様式の「3 熱中症対策に係る現在の課題と、実施予定の熱中症リスクの評価」について】

Q2-1 課題はどの程度具体的に（定量的に）記載する必要がありますか。

A ご応募をいただく段階では、定量的に記載いただく必要はありません。問題・課題であると考えていることを記載してください。もちろん、もし定量的に記載できるのであれば記載いただいても構いません。

（例：当市では搬送者数に占める高齢者の割合が■%で、特に独居高齢者への働きかけが不十分である、等）

Q2-2 「熱中症リスク」とは何でしょうか。

A 熱中症の危険性が高い年齢層／場所／職業／地域／時期／時間等のことを指します。ご応募いただく地方公共団体の地域において、どのような熱中症リスクがあると想定され、それをどのような方法（熱中症の発生状況／気候等の分析、アンケート／ヒアリング等）で把握したいと考えているかを記載ください。

（例：当市では人口に占める高齢者の割合が高いため、特に高齢者における熱中症のリスクが高いと考えられるため、熱中症による救急搬送者数のデータの分析と高齢世帯に対するアンケートを実施する等）。

Q2-3 課題の特定と熱中症リスクの評価は、採択後、令和3年夏に本モデル事業の支援を受けて熱中症対策の事業や取組を実施（試行）する前に行うことが必要ですか。

A 令和3年夏に本モデル事業の支援を受けて事業や取組を実施（試行）する場合には、一定の仮説に基づいて行われることが望ましいことから、課題の特定や熱

中症リスクの評価が実施されていることが理想的ではありますが、準備期間が十分ではないことも想定されるため、必ずしも必要ではありません。

ただし、本モデル事業の期間中に実施いただき、最終報告書（令和3年12月末を想定）に、実施した課題の特定と熱中症リスクの評価の結果について盛り込んでいただく必要があります。

【3. 応募様式の「4 地方公共団体内外の関係者と連携して熱中症対策を行うために、整備予定の体制のイメージ」について】

Q3-1 地方公共団体内外の関係者と連携した体制のイメージとは、例えばどのようなものが想定されているのか教えてください。

A まず、地方公共団体内の関係者としては、健康・保健・福祉部局、環境部局、防災部局、教育・保育関係部局、労働関係部局、イベント関係部局等、様々な部局が考えられます。これらの関係者の連携体制としては、例えば、熱中症関係部局が集まって情報共有・対策の検討をする部局横断的な会議体や、首長の下に関係部局が集まる体制、庁内の職員が任意で集まり対策を検討するプロジェクトチームのような体制を結成する事などが考えられます。

次に、地方公共団体外の関係者としては、広く様々な市民団体や商工会、高齢者団体、教育・保育機関、医療機関、報道機関、スポーツ施設、イベント関係団体等が考えられます。これらの関係者と地方公共団体の連携体制としては、例えば、これらの幅広い関係者が定期的集まる会議体や、対策の対象を絞って（例：高齢者等）情報共有・対策の検討をする会議体などが想定されます。

いずれにしろ、地方公共団体内と外の両方の連携体制を強化するための体制の整備が想定されています。

Q3-2 地方公共団体内外の関係者と連携した体制は、令和3年夏前までに、整備することが必要ですか。

A 令和3年夏に本モデル事業の支援を受けて事業や取組を実施（試行）する場合は、少なくともその事業や取組に関係する地方公共団体内外の関係者が連携するための体制が整備されていることが理想的ですが、準備期間が十分ではないことが想定されるため、可能な範囲で構いません。

ただし、本モデル事業は、他の地方公共団体のモデルとなって必要な対策を実施していただく地方公共団体を公募するものであり、モデル事業終了後の令和4年度以降も引き続き熱中症対策に取り組んでいただくことを想定しているため、本モデル事業の期間中に体制整備に取り組んでいただき、最終報告書（令和3年12月末を想定）には、その結果について盛り込んでいただく必要があります。

【4. 応募様式の「5 作成予定の熱中症対策に取り組むための総合的な計画のイメージ」について】

Q4-1 「熱中症対策に取り組むための総合的な計画」は新規に作らなければならないのでしょうか。別の計画に熱中症に関する内容を加えたり、関係する既存の計画を発展させたりするような形でも良いのでしょうか。

A 新規に作っていただく必要は必ずしもありません。本モデル事業を踏まえて、既存の別の計画（例えば、地域温暖化対策計画や適応計画、まちづくり計画、防災計画、等）に熱中症に関する内容を加えたり、あるいは既存の暑さや熱中症に関する対策計画などを発展させたりする形で取り組んでいただいても構いません。作成した計画を条例で規定する必要もありません。

ただし、本モデル事業で取り組んでいただく、3つの内容（熱中症のリスクの評価、令和4年度以降も継続的に熱中症対策に取り組むための取組内容の整理・策定、地方公共団体内外の関係者と連携するための体制）について記載する必要があります。

なお、環境省が別途契約を行う請負業者は、上記の取組の支援をすることが可能です。

Q4-2 「熱中症対策に取り組むための総合的な計画」は、令和3年夏までに策定することが必要ですか。

A 令和3年夏に本モデル事業の支援を受けて事業や取組を実施（試行）する場合は、一定程度、総合的な計画の立案に着手し、実施する当該事業や取組を全体の計画の中でどのように位置づけるかを検討している事が理想的ですが、準備期間が十分ではないことも想定されるため、令和3年夏までに計画を策定し終えている必要はありません。

ただし、本モデル事業は、他の地方公共団体のモデルとなって必要な対策を実施していただく地方公共団体を公募するものであり、モデル事業終了後の令和4年度以降も引き続き熱中症対策に取り組んでいただくことを想定しているため、本モデル事業の期間中に総合的な計画を策定していただき、最終報告書（令和3年12月末を想定）には、その結果について盛り込んでいただく必要があります。

【5. 応募様式「6 令和3年度（夏）に本モデル事業による支援を受けて実施・試行したい事業や取組の内容」について】

Q5-1 支援を受けて実施したい事業や取組はいくつ書いても構わないのでしょうか。

A はい、構いません。ただし、1つの応募につき人的支援・資金的支援のどちらにも上限がある（資金的支援については、1応募につき全体で1千万円）事にご留意ください。場合によっては、事業や取組内容に関して条件付きでの採択とさせ

ていただく場合や、採択後に調整をさせていただく可能性があります。また、事業や取組に対して、どのような支援を受けたいのかについても、できるだけ具体的に記載してください。事務局から、確認の連絡をさせていただく場合があります。

Q5-2 冷房施設の設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるでしょうか。

A 資金的支援において対象になる経費として、備品の購入は認めておりません。公募要領の「5. (2) 対象経費」をよくご確認いただき、ご応募をお願いします。

Q5-3 「事業（取組）に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。

A 定量的に記載することができれば理想的ではありますが、必ずしも、定量的である必要はありません。令和3年夏に実施した事業や取組については、その効果を検証いただき、最終報告書に記載していただく必要がありますので、アンケートやヒアリングなど、何らかの方法での効果検証を実施してください。

【6. 応募様式の「7 想定経費」について】

Q6-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。

A 公募要領の「5. (2) 対象経費」をよくご確認いただき、ご応募をお願いします。個別に判断が難しい場合には、公募要領の「9. 提出及び問い合わせ先」にご遠慮なくご連絡ください。

Q6-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。

A 細かな項目までは必要ありませんが、大まかな経費は計上いただく必要があります。採択後に、環境省及び請負業者と相談の上、詳細を定めます。

Q6-3 人件費は認められますか。

A 地方公共団体の職員の人件費は対象となりませんが、それ以外に事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費が対象となります。詳しくは、公募要領の「5. (2) 対象経費」の人件費の欄をご確認ください。

Q6-4 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、清算払いですか。

A 基本的に概算払いを想定しています。詳細については、採択後に、環境省が別途契約を行う請負業者と調整いただくこととなります。

【7. 応募様式の「8 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について】

Q7-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載して良いでしょうか。

A はい、記載をお願いします。

Q7-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載しても良いでしょうか。

A はい、記載をお願いします。

Q7-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。

A 大変残念な状況ではありますが、予算が獲得できなかったことだけをもって選定の当否には影響をいたしません。あくまで、ご応募をいただく内容を総合的に勘案し審査いたします。

【8. 応募様式の「9 年間スケジュール」について】

Q8-1 3月頃に選定委員会があるとのことですが、選定された場合、どのようなスケジュールになりますか。

A 選定された場合、4月からすぐにモデル事業を開始できるように、当該地方公共団体における準備を進めていただきながら、4月以降早急に、環境省及び環境省が別途契約を行う請負業者と相談の上、より詳細な年間スケジュールを作成し実際にモデル事業を開始いただくこととなります。

Q8-2 中間報告書や最終報告書の提出は必須ですか。

A はい、必須です。なお、環境省が別途契約を行う請負業者が作成の支援をすることが可能です。

Q8-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。

A 必須ではありませんが、ぜひ、計画等をよりよいものにするため、知見を求めていただければ幸いです。助言をいただける有識者に心当たりがない場合は、採択後に、環境省や請負業者にご相談いただくことも可能です。

Q8-4 令和4年1月の検討会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保が必要でしょうか）。

A 現時点では、WEB会議で参加いただきご報告いただく形を想定しておりますが、実際にどのような形をとるか（直接出席いただくか、WEB会議で参加いただくか、

あるいは書面の提出だけで可とするか等)は現時点では決定していないため、採択後に、詳細を連絡させていただきます。

【9. 「10 その他」について】

Q9-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送しても良いですか。

A 応募書類を環境省が設置する審査委員会の委員に配布する必要があるため、可能な限り応募申請書の添付書類として電子データにて提出をお願いいたします。電子データで提出できない場合は、公募要領の「9. 提出及び問い合わせ先」にご相談ください。

Q9-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A HP等で視聴できる場合は、そのURLをお示し下さい。HP等で公表していない場合は、公募要領の「9. 提出及び問い合わせ先」にご相談ください。

【10. 上記以外について】

Q10-1 令和3年度から全国展開が予定されている「熱中症警戒アラート」については、どの程度、応募内容に盛り込む必要がありますか。

A 「熱中症警戒アラート」に関する周知や、アラートが発表された日の地方公共団体内外における対応、市民への呼びかけ・注意喚起方法等について、記載をしていただけると望ましいです。